

原 議 保 存 期 間 3 年 (令和11年3月31日まで)

警視庁生活安全部人身安全対策課長
 各道府県警察本部生活安全部長 殿
 滋賀県警察本部刑事部長
 (参考送付先)
 各管区警察局広域調整部広域調整担当課長
 警察大学校生活安全教養部長
 皇宮警察本部関係部長

事 務 連 絡
 令和7年12月10日
 警察庁生活安全局人身安全・少年課
 人 身 安 全 対 策 室 長

被害者の勤務先及び学校への周知及び連携の強化について

人身安全関連事案については、被害者等の安全確保を最優先に対処するため、警察では関係機関・団体との連携も推進しているところ、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第83号。以下「改正法」という。）が本日公布され、ストーカー行為等の相手方に対する援助を行う努力義務の主体に当該相手方を雇用する者及びその就学する学校の長を追加する規定等その一部が本年12月30日から施行されることとなった。

各都道府県警察にあっては、「人身安全関連事案への対処体制等について（通達）」（令和7年9月4日付け警察庁丙人少発第27号ほか）、「人身安全関連事案における被害者等の安全確保を最優先とした対処の徹底について（通達）」（令和7年5月12日付け警察庁丁人少発第413号）、「少年の健全な育成に向けた学校及び教育委員会との連携について」（令和6年3月4日付け警察庁丁人少発第247号）等を再度確認の上、下記要領を踏まえ、被害者の勤務先及び学校と更に緊密に連携し、被害者等の安全確保を最優先とした対処が確実に実施されるよう徹底されたい。

なお、本事務連絡は、文部科学省と協議済みである。

記

1 連携要領

被害者の勤務先及び学校においては、その居宅と同様に被害者が所在する時間が長いことに加え、居宅以上にその秘匿のために場所を変えることが容易ではなく、また、所在に関して一定の制限を受けることから、加害者による被害者への待ち伏せ、押し掛け等が行われることが多いところ、かかる点

を踏まえ、被害者の安全確保措置を講じる必要がある。

本規定は訓示規定であり、具体的な措置を義務付けるものではないが、被害者の安全確保を図る観点から、本規定に基づき勤務先及び学校との的確な連携を図ることとされたい。

その際、勤務先及び学校の安全性の向上にも資することを説明するなど、積極的な協力が得られるよう、配意することとされたい。

(1) 勤務先との連携

本規定におけるストーカー行為等の相手方を雇用する者による援助としては、主に、

- 従業員の被害認知時や緊急時の警察への通報
- 従業員から助けを求められた場合に、警察に引き継ぐまでの一時的な保護
- 従業員の情報管理（警察等による要請を受け、掲示板・ホームページ等における被害者の氏名等の掲示・掲載を控えること等）
- 従業員の勤務店舗の異動、夜間の1人での当直勤務の免除等の勤務形態の配慮

が想定される。

(2) 学校との連携

本規定におけるストーカー行為等の相手方が就学する学校の長による援助としては、主に、

- 自校の生徒・学生等の被害認知時や緊急時の警察への通報
- 自校の生徒・学生等から助けを求められた場合に、警察に引き継ぐまでの一時的な保護
- 自校の生徒・学生等の氏名等の情報管理（警察等による要請を受け、学校の掲示板・ホームページ等における被害者の氏名等の掲示・掲載を控えること等）
- 校内を含めた警察官の警戒等の活動への協力

が想定される。

(3) 各都道府県警察における対応

各都道府県警察にあつては、勤務先及び学校において上記の対応が行われることとなることを踏まえ、これらと緊密な連携を図り、被害者や関係者の心情に寄り添いつつ対応を行い、被害者等の安全確保を最優先に対処すること。

具体的には、

- 勤務先や学校からの通報により事案を認知した段階で、全て警察署長に速報するとともに、並行して、本部対処体制に速報した上で、組織的な対応を実施すること
- 事案の内容や被害者等からの申出に応じて、被害者の氏名等のホームページ等からの削除その他の必要な措置について勤務先や学校に対応を要請すること
- 危険性・切迫性に応じて、被害者等の避難や身辺警戒等を確実に実施すること

等、適切に対応や支援を行うこと。

2 勤務先及び学校への周知及び連携の強化

勤務先への周知及び連携に当たっては、別添１の資料を活用されたい。

学校への周知及び連携に当たっては、学校警察連絡協議会等の既存組織の活用にも留意するとともに、別添２の資料を活用されたい。

なお、改正法の公布に伴い、別添３のとおり文部科学省から関係団体宛て通知が発出され、ストーカー事案の被害者の援助に関して、通常求められる教育活動の範囲内で警察の要請に応じるよう要請がなされている。

【本件担当】

警察庁生活安全局人身安全・少年課

法令係 山岡、國米、中川、吉富

(800-3120、3150、3085、3084)